

## 豊橋市建設工事業者選定基準

- 1 豊橋市建設工事業者選定要領第2条第4項に規定する、工事の設計金額に対応する等級は次のとおりとする。ただし、必要がある場合には、上位又は下位の等級に属する業者の中から選定することができる。

なお、各年度における工事量の多寡により、各建設工事審査会部会において基準を見直すことができるものとする。

### 土木一式工事

等級	設計金額
A	3,000万円以上
A又はB	2,000万円以上3,000万円未満
B又はC	1,000万円以上2,000万円未満
C	1,000万円未満

### 建築一式工事

等級	設計金額
A	5,000万円以上
A又はB	2,000万円以上5,000万円未満
B	2,000万円未満

### 管工事

等級	設計金額
A	2,000万円以上
A又はB	500万円以上2,000万円未満
B	500万円未満

### ほ装工事

等級	設計金額
A	3,000万円以上
A又はB	1,000万円以上3,000万円未満
B	1,000万円未満

### その他工事

等級	設計金額
A	金額制限なし

備考) 等級Eの業者については、特に必要がある場合に選定するものとする。

この基準は、平成6年4月1日から施行する。  
この基準は、平成14年4月1日から施行する。  
この基準は、平成16年4月1日から施行する。  
この基準は、平成20年3月17日から施行する。  
この基準は、平成21年4月1日から施行する。  
この基準は、平成22年4月1日から施行する。  
この基準は、平成24年4月1日から施行する。  
この基準は、平成26年4月1日から施行する。  
この基準は、平成29年4月1日から施行する。